

第五次

西都市総合計画

後期基本計画

抜群に 住みやすいまち



令和7年6月

もくじ

第1章 まちの将来像「抜群に住みやすいまち・西都」って？	4
1-1 あかるい西都の“ジンセイ応援計画”	5
1-2 「抜群に住みやすいまち・西都」宣言	7
1-3 抜群に住みやすいまち、実現化計画	9
第2章 5つの「政策目標」とは	12
2-1 政策目標1 やすらぐ・西都～暮らしの基盤づくり	13
2-2 政策目標2 うみだす・西都～明日の産業づくり	15
2-3 政策目標3 ささえる・西都～健やかで温かな地域づくり	17
2-4 政策目標4 ひきだす・西都～心豊かにたくましく生きる人づくり	19
2-5 政策目標5 つながる・西都～市民協働のまちづくり	21
第3章 巻末資料	24



1

第1章

まちの将来像

「抜群に住みやすいまち・西都」って？

1-1 あかるい西都の“ジンセイ応援計画”

「第五次西都市総合計画 後期基本計画」とは？

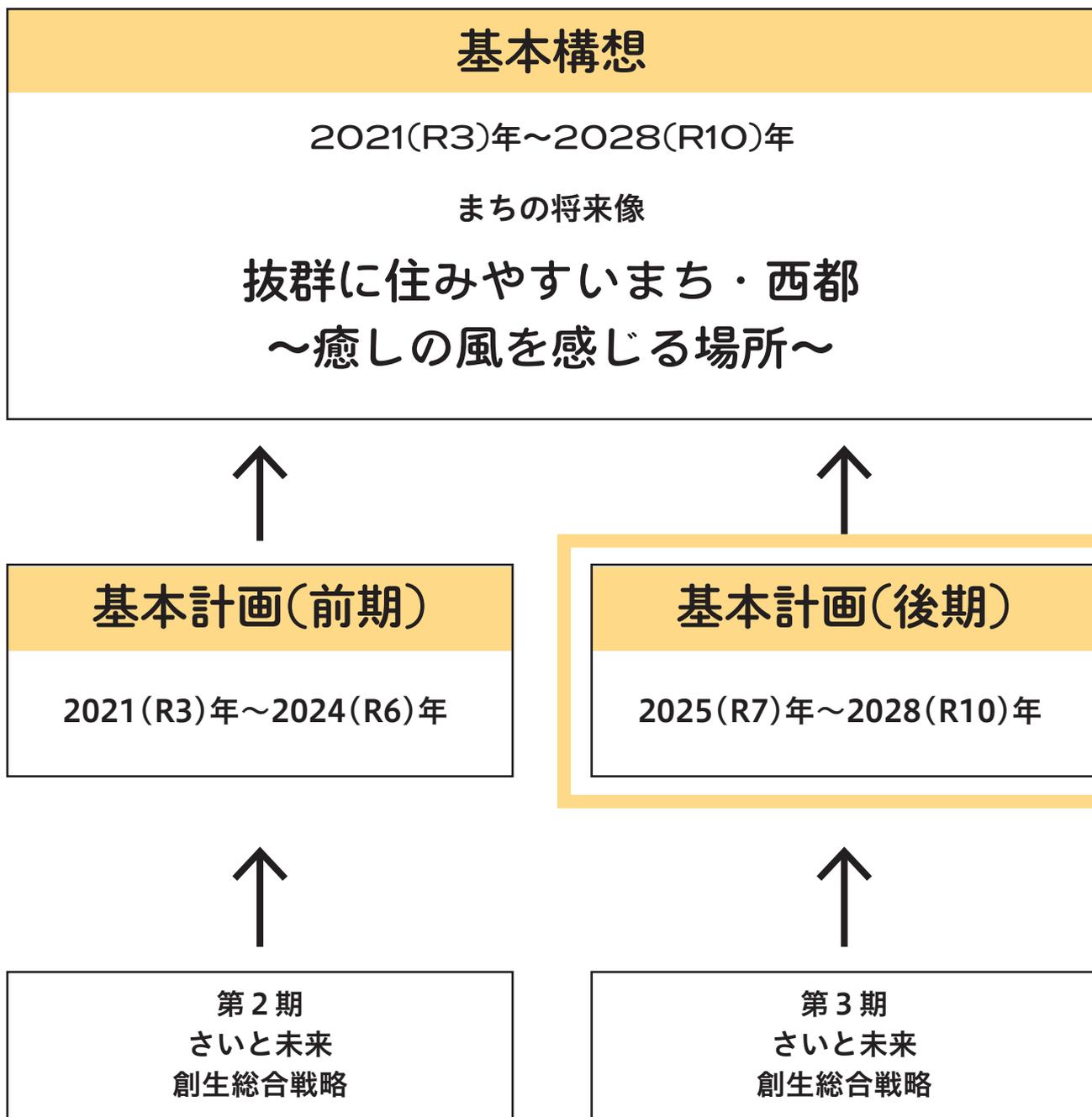
2008（平成20）年から、総人口がゆるやかに減少傾向にある日本。地方でも、人口減少・少子高齢化とうまく付き合う、持続可能なまちづくりが求められる時代を迎えています。

そんな社会の変化のなかでも、まちに住む人、これから住んでみたい人を大切にしようと、西都市では市民のみなさんのための“ジンセイ応援計画”、正しくは「第五次西都市総合計画（基本構想・前期基本計画）」をはじめました。それは、まちの人々が働く場所をつくり、子どもたちの成長や移住者を支えるという、私たちからのエール。重ねて2019（令和元）年度には「住んでみたい、そして住み続けたいと思えるまち“西都”」を理念とした「第2期さいと未来創生総合戦略」もスタート。人々への働きかけを、より具体化させる政策を進めてきました。すべては、人々が西都市を「抜群に住みやすい！」と心から納得し、選び続けてくれるまちであるために。それらの計画と戦略は2024（令和6）年までに、その役目を果たしました。

そして、2025（令和7）年からは、これからの西都をあかるく照らす“ジンセイ応援計画・第二弾”「後期基本計画 及び 第3期さいと未来創生総合戦略」がはじまります。ここでは、まちをもっと元気にするために、“効き目ありの作戦”をたくさん考えています。

「抜群に住みやすいまち西都～癒しの風を感じる場所～」。一体どうすれば、大きく広がる西都の空のごとく、晴ればれとしたまちの将来はやってくるのか。新しくはじまる“作戦”について、カクカクシカジカ、これから詳しく説明していきます。

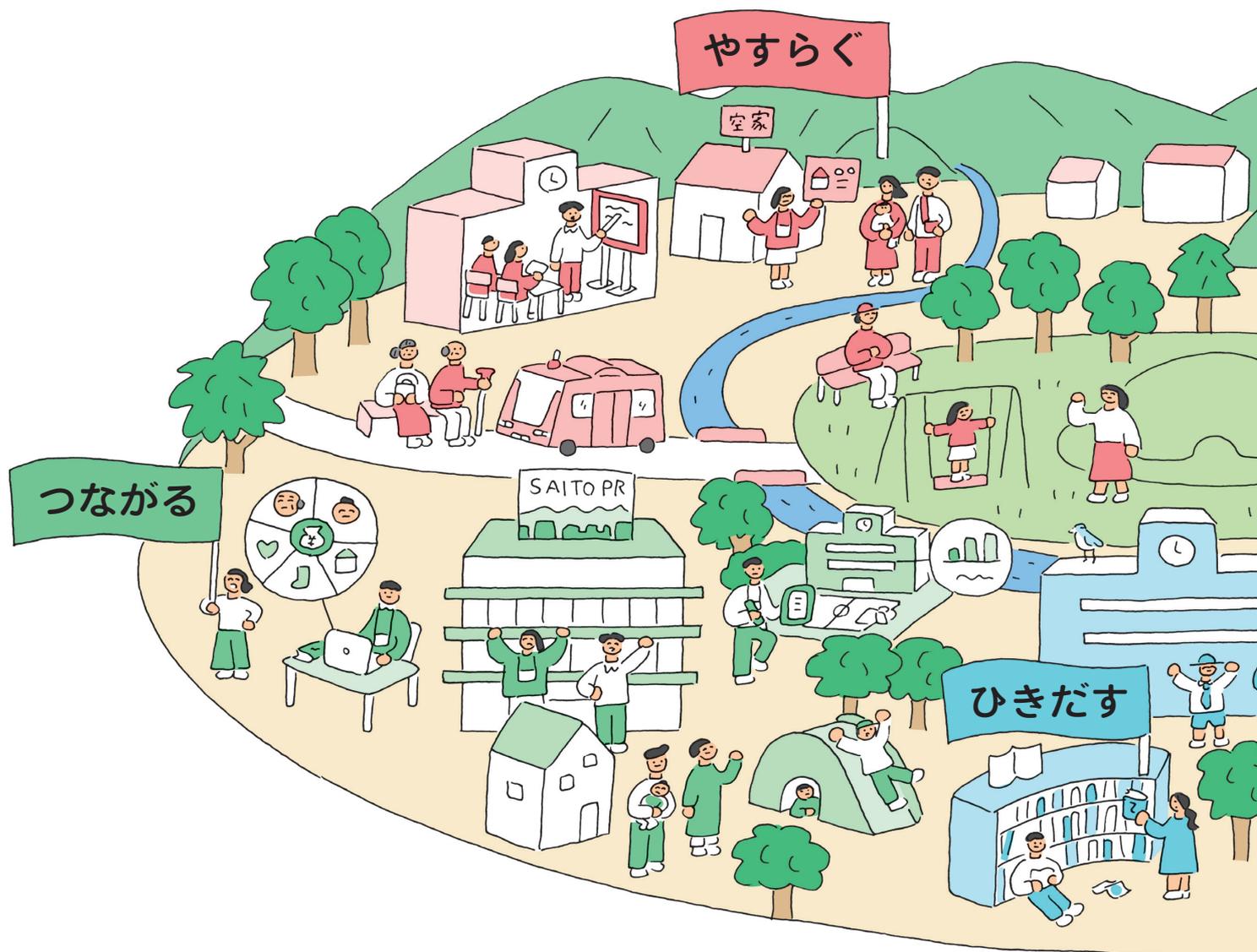
西都のこれからが映る「第五次西都市総合計画」 「第3期さいと未来創生総合戦略」のあらまし



1-2 「抜群に住みやすいまち・西都」宣言

「癒しの風」それは、
すこやかな営みと

みずみずしい自然と、太古の足音が脈々と波打つ、歴史ある独自の風土。そこで広がりゆく、魅力的なまちづくり。それらのすこやかな営みやめぐりこそ、西都のまちの「癒しの風」の正体です。そんな風に包まれながら、市民一人ひとりが心地良く過ごし、活躍し、そしてみんなで暮らす喜びを共感し合えるまちを、私たちは築いていきます。

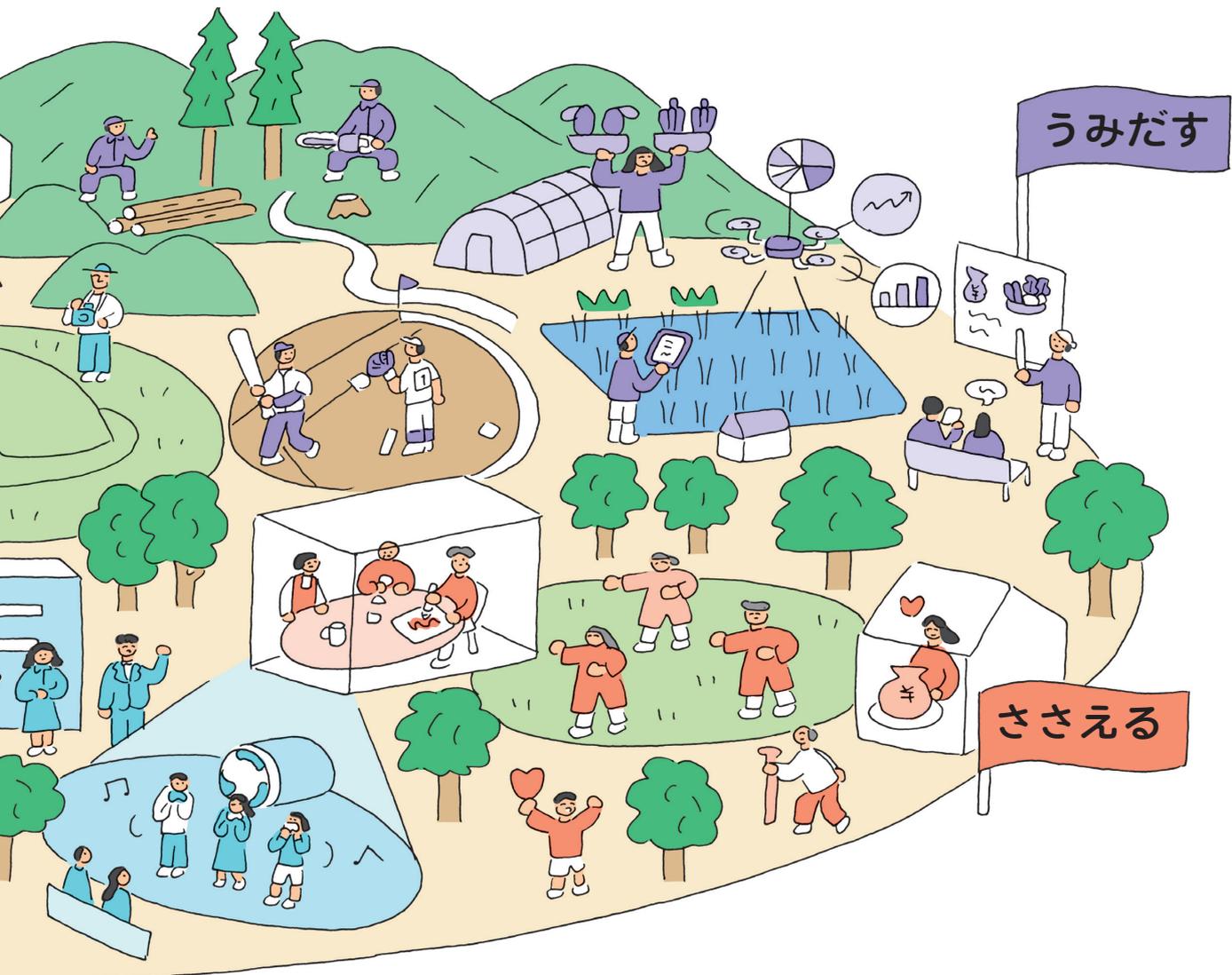


フレー、フレー！ 西都のまちの「将来」

「抜群に住みやすいまち・西都」癒しの風を感じる場所へ。そんなまちの将来像を、たしかに実感してほしいから。西都市は人口減少と向き合いながらも、老若男女、だれもが心地よく暮らし、子どもたちがのびのびと成長するような「人の元気を育むまち」を目指します。だからこれからもウンと西都市らしく、胸を張って歩いていきます。

「抜群に住みやすいまち」 の街角には

自分らしいライフスタイルを得て、イキイキと生きる人が集まる街角。「抜群に住みやすいまち」には、きっとこんな情景があるはずです。独自性が生きる「ここにしかないまち」が、多くの人の生活の舞台になることを目指します。

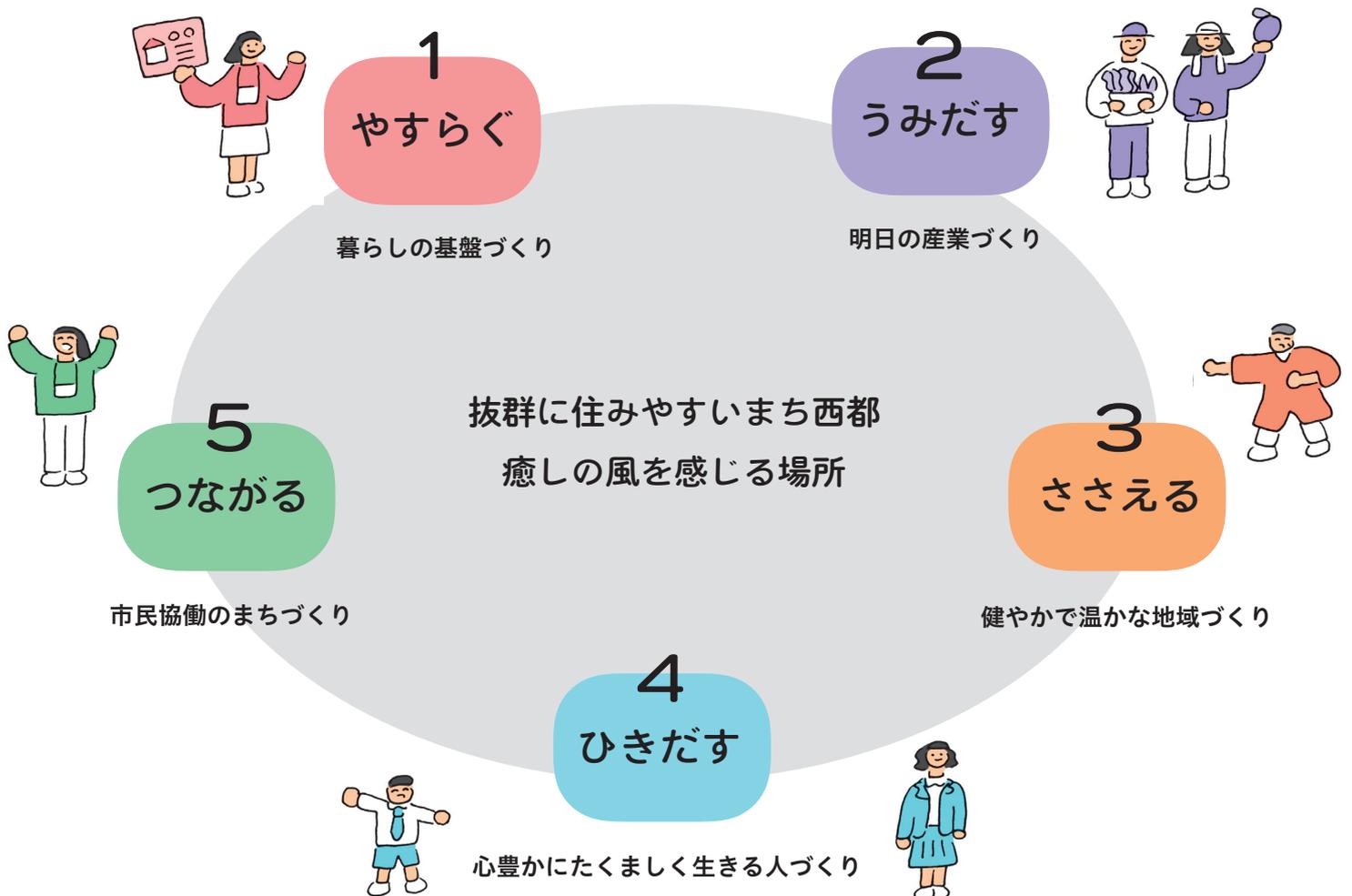


1-3 抜群に住みやすいまち、実現化計画

生活や居心地を底上げすることで より自分らしい暮らしを生んでいく

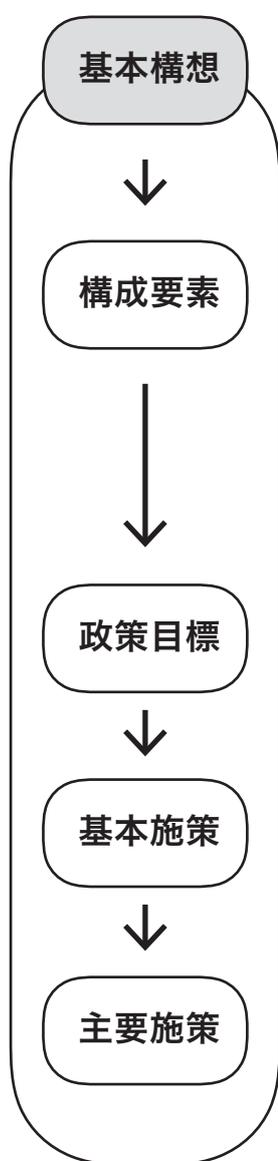
抜群に住みやすいまちを本当につくるために、私たちは5つの視点から、まちづくりを進めていくことを決めました。そのどれもが、市民のみなさんの生活や居心地を底上げすることで、より自分らしく生きてもらうために考えられたものです。

西都市だからできる、動き出す！ まちの将来像に近づく5つの構成要素



将来像からひもづく策定ツリー 「目標」と「施策」の見方

構成要素「やすらく」の場合



抜群に住みやすいまち・西都 ～癒しの風を感じる場所～

やすらく

基本計画に基づいた5つの視点で構成されています。
西都市では、「やすらく」・「うみだす」・「ささえる」・
「ひきだす」・「つながる」の5つを構成要素としています。

私たちは、豊かな“暮らしの土づくり”を進め、
抜群に「やすらく」西都市を目指します。

基本施策1-1 計画的な土地利用の推進

- ①役目がある土地として生かすために
- ②未利用・低利用地を暮らしの場へ
- ③正しく地籍を知り、土地利用を促す



2

第2章

5つの「政策目標」とは

やすらぐ・西都とは？

政策目標

私たちは、豊かな“暮らしの土づくり”を進め、
抜群に「やすらぐ」西都市を目指します。

抜群に「やすらぐ」西都市って？私たちが思い描くその姿は、ゆったりと心地よく住む、働く、みんながつどう場所と、人と環境にやさしいインフラが整うまちの姿です。そこでは美しい住空間のもとで豊かに、誇りを持って暮らす人と温かなコミュニティ、人とともに働く自然のたたずまい、もしもの時の心づよい災害と復旧への備えが、人々をいさぐ心の土となって暮らしを支えます。このまちで生きることを選び続ける人に、まちに咲くみずみずしい花のような、つよくしなやかな暮らしを。



やすらぐ・西都が目指すこと

- 1 心づよい生活基盤のうえに、安心して快適な暮らしが広がるまち
- 2 災害や事件、事故への備えが常にあり、心からやすらげるまち

住まいや職場、公共施設などの暮らしの基盤、農地や山林などの自然とともにバランスよく隣り合う、人と環境にやさしいインフラと住空間。加えて、災害や事故にも備えあるまちを基礎に広がるのは、快適なワーク・ライフ・バランスが図られる、心豊かな暮らし。

「やすらぐ」未来を支える施策

施策① 計画的な土地利用の推進

西都の自然と、おだやかに暮らす人々が美しく共存する土地利用が進んでいる。

施策② 交通基盤の確保

まちに住む人、来る人のためのアクセスが向上し、暮らしや旅がスムーズに。

施策③ 美しい環境の保全

正しい資源の活用と、水やエネルギーの循環で、西都の誇らしい景色が守られている。

施策④ 快適な住空間の形成

充実した生活基盤とおだやかさが調和する心地よいまちに暮らしたい人が集まっている。

施策⑤ 暮らしの安全の確保

事件や事故、災害などにおびやかされず、市民は日々安心して暮らしている。

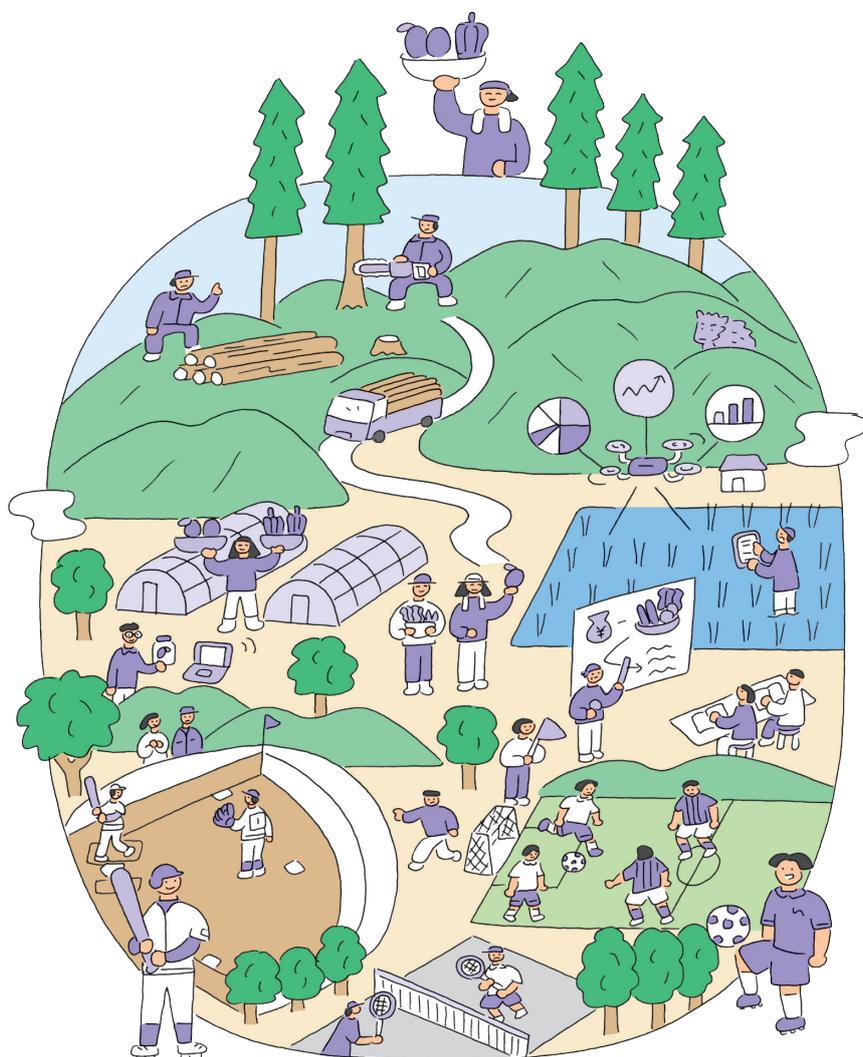
→詳しくは別冊「やすらぐ」へ

うみだす・西都とは？

政策目標

私たちは地域がイキイキと動く産業をつくり、
抜群に「うみだす」西都市を目指します。

宝ものように光る、色とりどりの野菜やくだもの、イキイキとした森、まちを貫く川を元気に泳ぐ魚たち。西都に住む人々、まちを選んでやって来た人々が丹精込めてつくった、おいしい食べ物や美しい風景があるまちは、市民のみなさんの毎日がかがやかせます。そんな西都が「うみだす」ハツラツとした暮らしぶりに胸を打たれた市外の人々も、近頃まちを訪れています。



うみだす・西都が目指すこと

- 1 自慢の食材、良質な商品やサービスを提供し、伸びゆく地域産業
- 2 情熱を持ち働く人を支える仕組みが整う

固有性のある自然と、温かな太陽と肥沃な土壌が育てる評判の食材。それらの個性や味わいを生かした商品やサービスを提供する地域産業が呼び水となり、働きたい人や観光客が訪れている。また、誰もが力を発揮できる環境のもとで、多世代がともに暮らしている。

「うみだす」未来を支える施策

施策① 農業の振興

新たな農業の担い手と技術とともに良質な農畜産物が出荷され、国内をけん引する。

施策② 林業の振興

山の仕事に関心を持つ人を迎えて森林を整え、木材・林産物が活気よく生産される。

施策③ 漁業の振興

九州山地からつながる清らかな河川に住む淡水魚を守り、魅力ある内水面漁業が進む。

施策④ 商工業の振興

西都で新しい挑戦をしたい、働きたい人を助け、供給と購買がイキイキと循環する。

施策⑤ 観光の振興

西都の個性が引き出された観光に関心が集まり、まちを訪れる人々で賑わっている。

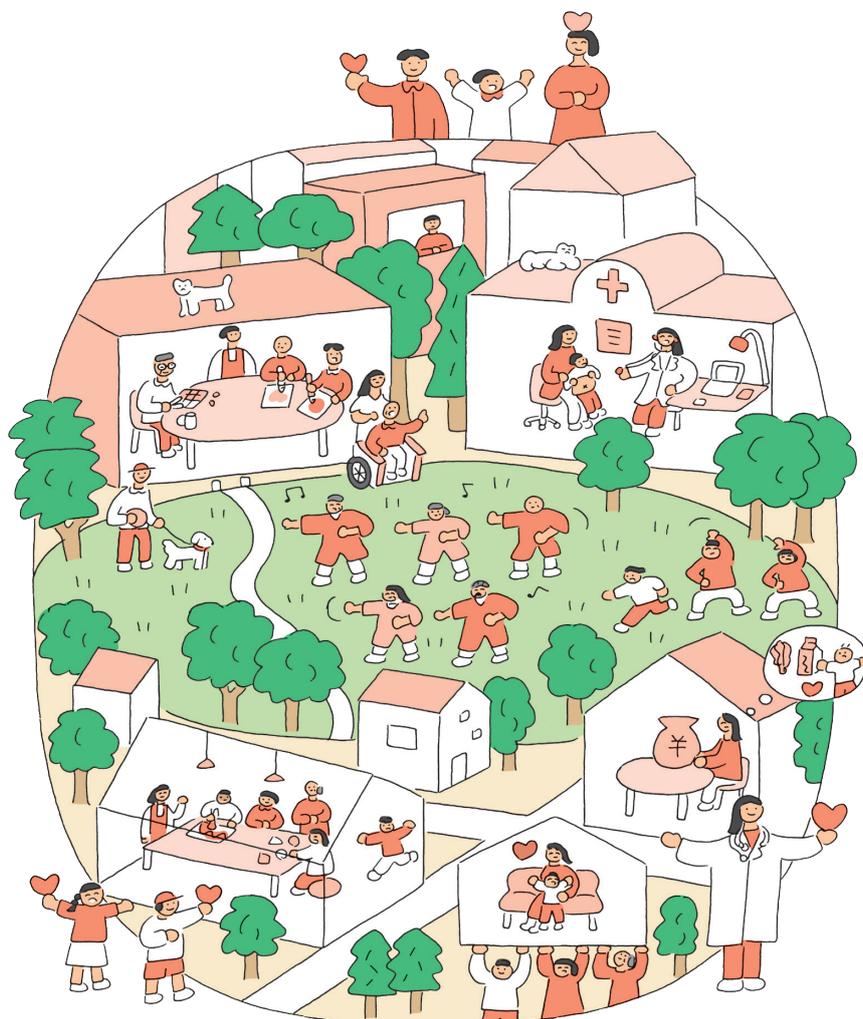
→詳しくは別冊「うみだす」へ

ささえる・西都とは？

政策目標

私たちは、細やかで手厚い福祉で市民を守り、
抜群に「ささえる」西都市を目指します。

一歩先にある都市部の喧騒から離れて、ゆったりと暮らす人々の楽しみは「西都古墳まつり」などの、たくさんの地元のお祭りやイベント。そこには、温かなきずなで結ばれた地域の人々がつどいます。子育て世代から高齢者、障がいがある人もみんなに見守られ、楽しく過ごしています。「ささえる」心温まる輪のなかで、誰もが生きがいを持つまちです。



ささえる・西都が目指すこと

- 1 医療・福祉のサポートが必要な人に支援がいき届いている
- 2 温かな地域で、誰もが主体性のある健康づくりに取り組む

西都で働き、育成される医療・福祉従事者により、助けを必要とする市民へ適切な支援が行われ、子どもから高齢者まで、多世代が元気に暮らしている。また、積極的な健康づくりが浸透し、ボランティアと公的サービスにより支えられる地域には、笑顔が絶えない。

「ささえる」未来を支える施策

施策① 子ども・子育て支援の充実

精神的、経済的な安心を支える支援が充実し、子どもとその家族が健やかに暮らしている。

施策② 高齢者支援の充実

支援により安心して暮らす高齢者が、社会活動でも活躍できる機会が与えられている。

施策③ 障がい者福祉の充実

生活や住まいを守る支援がいき渡り、地域でともに支え合いながら安心して暮らしている。

施策④ 地域福祉・社会保障の充実

困難やハンディを抱えた人々の暮らしを守り、多世代がともに生きる地域が築かれる。

施策⑤ 健康づくりの推進

充実した地域医療体制のもと、誰もが健康に関心を持ち、適切な健康管理を行っている。

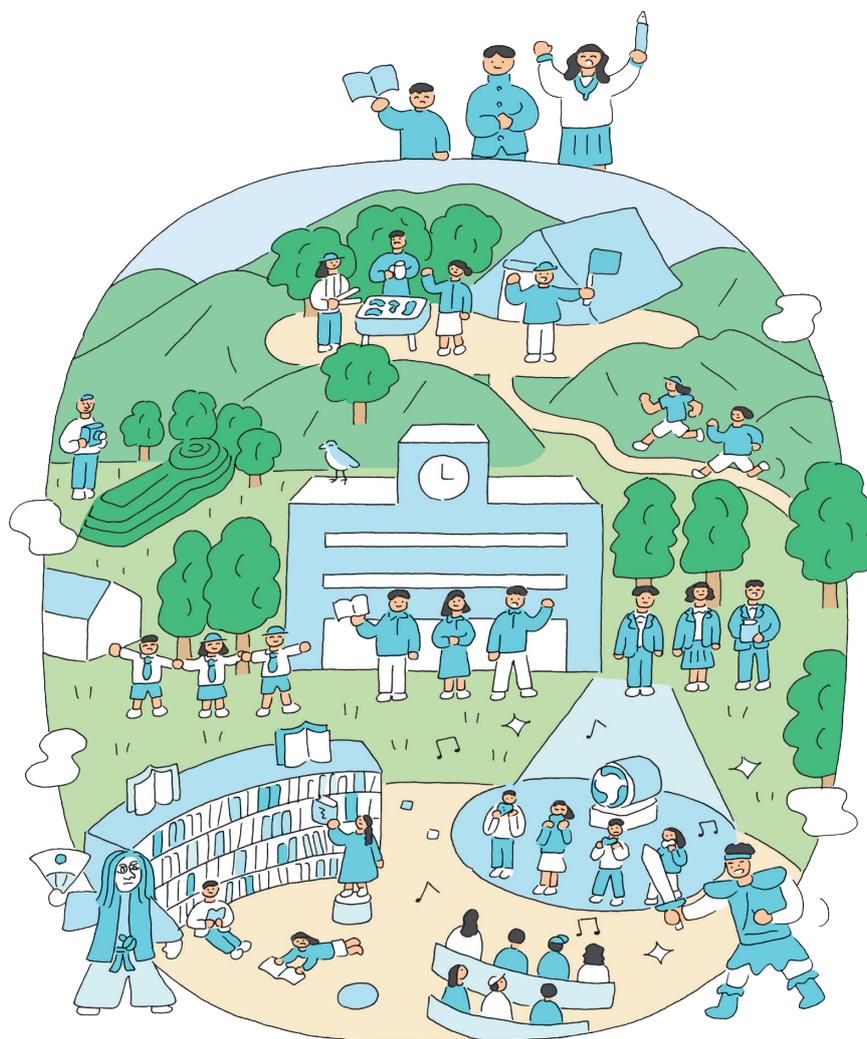
→詳しくは別冊「ささえる」へ

ひきだす・西都とは？

政策目標

私たちは、文化的コミュニティや仕組みを育て、
抜群に「ひきだす」西都市を目指します。

まちを歩けば、こんな風景に出会えるかもしれません。ゆったりと流れる河川や、風にそよぐ台地、そこで元気に走り回る子どもたち。近くではスポーツを楽しむ人々の賑やかな姿も見えます。大きな古墳群のそばには、いにしえの知恵に感動する人々が集います。そんな人々とまちが織りなす風景に誇りを持って生きられる日々は、西都のかけがえのない財産です。



ひきだす・西都が目指すこと

- 1 一人ひとりの個性や意欲を受け入れ、市民の挑戦を応援するまちづくり
- 2 市民が西都の自然や歴史、文化を誇り、うるおいある暮らしを楽しむ

地域や学校、家庭が一体となって、学びと交流の場をつくる、あるいは参加することで、子どもや意欲的に挑戦したい人を応援している。また、市民が互いに尊重し合い、集しやすい環境のもと、地域の歴史や文化、自然、スポーツを楽しむ人が文化的に暮らしている。

「ひきだす」未来を支える施策

施策① 学校教育の充実

意欲的な子どもたちが、知力や心身が育つ最善の教育と地域のもとで成長している。

施策② 生涯学習の充実

充実した生涯学習の機会を起点としたコミュニティが、心豊かな暮らしを支えている。

施策③ スポーツの振興

整備がいき届いた環境のもと、多くの人がスポーツを楽しみ、健康的な毎日を送っている。

施策④ 歴史・文化が映えるまちづくり

郷土愛が生まれ、誰もが文化・芸術に親しみ、心豊かに暮らせる。

施策⑤ 人権尊重のまちづくり

それぞれに与えられている環境や個性を理解し合い、市民が積極的な共生に努めている。

→詳しくは別冊「ひきだす」へ

つながる・西都とは？

政策目標

私たちは、人の声が行き交う仕掛けをつくり、
抜群に「つながる」西都市を目指します。

古代ロマンに思いを馳せる時間、美しい自然のなかで心洗われる時間、大切な人々と美味しい食卓を囲む時間。西都に暮らす人々の時間の流れには、そんなかけがえのない時間がたくさん散りばめられています。ここに住む人々が、主体的に行政やまちを訪れる人々に「つながりたい」と思うのは、このまちへの深い愛情があるからです。



つながる・西都が目指すこと

- 1 地域と国内外の人々による交流が、つながりを生んでいる
- 2 市民と行政がともに地域課題解決のために向き合っている

住民同士の日常的な声のかけ合いから、国外・県外の人々との交流まで、積極的に設けられる魅力的な地域・市民活動によって、温もりのある輪やつながりが築かれている。難しい地域課題にも、市民と行政が手を取り合い、工夫が詰まった解決策が導き出されている。

「つながる」未来を支える施策

施策① 縁づくりの推進

国内外に西都の真価が届けられ、集まった移住者やビジターとともにまちが賑わう。

施策② 行財政の健全な運営

行政機関内では常に健全な運営が実行され、開かれた行財政運営に市民が注目している。

→詳しくは別冊「つながる」へ

3

第3章

卷末資料

卷末資料

西都市総合計画審議会委員

NO.	団体名	役職	氏名
1	宮崎県児湯農林振興局	局長	黒木 正理
2	宮崎県西都土木事務所	所長	春田 博文
3	宮崎県高鍋保健所	所長	椎葉 茂樹
4	宮崎県農業協同組合西都地区本部	地区本部長	緒方 俊郎
5	児湯広域森林組合	代表理事組合長	長友 幹雄
6	西都商工会議所	会頭	市原 義彦
7	一般社団法人西都市観光協会	会長	横山 邦夫
8	一般社団法人西都青年会議所	理事長	弓削 耕一郎
9	一般社団法人まちづくり西都KOKOKARA	理事長	西山 卓男
10	社会福祉法人西都市社会福祉協議会	会長	竹之下 悟
11	西都市民生委員児童委員協議会	会長	新田 文雄
12	西都私立幼稚園協会	会長	椎葉 恵子
13	西都市PTA協議会	副会長	日高 康史
14	西都市金融団	団長	川越 丈司
15	連合宮崎中央地域協議会西都地区会議	議長	大川内 孝二
16	地域婦人連絡協議会	会長	瀨砂 京子
17	宮崎日日新聞社西都支局	支局長	坂元 穂高
18	地域づくり協議会連絡会	代表	中武 三月夫
19	国立大学法人宮崎大学	教授	桑野 斉

西総政第79号
令和7年4月24日

西都市総合計画審議会
会長 桑野 斉 殿

西都市長 押川 修一郎

第五次西都市総合計画後期基本計画素案について(諮問)

第五次西都市総合計画後期基本計画素案について、貴審議会の意見を求めます。

(文書取扱)
総合政策課

巻末資料

令和7年6月4日

西都市長 押川 修一郎 殿

西都市総合計画審議会
会長 桑 野 斉

第五次西都市総合計画後期基本計画素案について(答申)

令和7年4月24日付け西総政第79号で諮問のありました第五次西都市総合計画後期基本計画素案について、慎重に審議しました結果、本計画は適切であると認め、下記の要望を付して答申します。

記

本計画は、本市の目指すまちづくりの基本理念として「抜群に住みやすいまち・西都」を将来像としていることから、諸政策の推進にあたってはこの将来像をしっかりと見据え、サブタイトルである「癒やしの風を感じる場所」を基軸に最善の努力を尽くされるよう要望します。また、近年の社会動向とそれを踏まえた5つのまちづくりの課題解決に向けて、基本施策に沿った事務事業を市民等に分かりやすく展開していただくよう要望します。

なお、本計画の実施にあたっての当審議会の主要な意見を別紙のとおり付しますので、これらの意見を尊重されるとともに、特段の配慮を要望します。

西都市総合計画策定条例

令和2年3月24日

条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、本市の総合計画を策定することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 本市の総合的かつ計画的なまちづくりの指針であって、基本構想及び基本計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 本市のまちづくりの基本理念であり、目指すべき将来像と方向性を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための施策の指針であって、施策の方向性と体系を示すものをいう。

(総合計画の策定)

第3条 市長は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

(審議会への諮問)

第4条 市長は、総合計画を策定し、又は変更(軽微なものを除く。)しようとするときは、あらかじめ西都市総合計画審議会に諮問するものとする。

(審議会の設置)

第5条 前条の規定による諮問に応じ、調査審議するため、西都市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の組織)

第6条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 国及び宮崎県の機関の職員
- (2) 市内の公共的団体その他関係団体の役職員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

巻末資料

(任期)

第7条 委員の任期は、委嘱の日から諮問に係る調査審議が終了するまでの期間とする。

(会長)

第8条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第9条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総合計画の公表)

第10条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(西都市総合計画等審議会条例の廃止)

2 西都市総合計画等審議会条例(昭和46年西都市条例第4号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に廃止前の西都市総合計画等審議会条例(以下「旧審議会条例」という。)第2条第2項の規定により委嘱された西都市総合計画等審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、第6条第2項の規定により、審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第7条の規定にかかわらず、同日における旧審議会条例第3条の規定により委嘱された審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

第五次西都市総合計画後期基本計画

発行年月 2025(令和7)年6月
発行 西都市 総合政策課
〒 881-8501
宮崎県西都市聖陵町二丁目一番地
TEL(0983)32-1000
FAX(0983)43-2067
